

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- ①利用料金が介護保険から給付される場合。
- ②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

### (1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- |       |   |
|-------|---|
| ①送迎   | ご契約者の自宅からデイサービスセンターまでを安全に送迎いたします。                         |
| ②入浴   | 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽（特別浴槽）を使用して、入浴することが出来ます。温泉を利用しています。 |
| ③排泄   | 排泄の介助を行います。   |
| ④機能訓練 | 心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。      |

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の利用料金によってご契約者の要介護状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

①

要介護度状態区分	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額
要支援 1（事業対象）	4,360円	436円
要支援 2	4,470円	447円

②

サービス提供体制加算	要支援1（事業対象者）	1ヶ月あたり	880円
	要支援2（事業対象者）	1ヶ月あたり	1760円

介護保険適用時の自己負担額	要支援1	88円
	要支援2	176円

介護職員処遇改善加算

$$(\text{①}+\text{②}) \times 9.2\%$$

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻され（償還払い）ます。

また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ご契約者に提供する食事に係わる費用は別途いただきます。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（昼食費） 1食あたり 550円

当事業所では、栄養士（管理栄養士）のたてる献立表により栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、実施地域を超えた地点からの送迎費用として下記の料金をいただきます。

送迎距離片道 10km未満1回につき 100円

送迎距離片道 10km以上1回につき 200円

③時間延長サービス

利用者及び家族の希望により時間延長サービスを提供する場合に要する費用として下記の料金をいただきます。

延長1時間につき 300円

④日曜生活用品等の購入

日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代 実費

## (3) 料金のお支払い方法

原則として、1ヶ月単位でまとめてお支払いいただきます。（利用月の翌月払い）

## (4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により通所介護サービスの利用中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し込んでください。

②利用予定日の前日までに申し出が無く当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良など正当な理由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の10%（自己負担額相当）

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご契約者に掲示して協議します。

※私用で外出時の事故などには、当センターでは責任は負えませんのでご了承下さい。